平成３１年度川辺町放課後児童クラブの入所について

川辺町では、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び・生活の場を与え、その健全な育成を図るために、町内４箇所で、授業終了後や長期休業日等にお子さんをお預かりしています。

この児童クラブを利用するには、町が定める入所条件を満たし、入所決定することが必要です。

平成31年度の入所を希望される方は、この案内をよくお読みいただき、申込みをしてください。

（※年度途中の入所を希望される方や、長期休業日のみ利用したい方も同時に申込みをしてください。）

１．入所条件

町内の小学校に就学している児童で、保護者等※１が次のいずれかの理由により、家庭で１ヶ月のうち原則１５日以上、昼間※２の保護ができず、その状態が継続すると認められる児童。

※１　保護者等とは同一世帯又は同一住所の祖父母も含みます。（世帯分離していても同一住所の場合は含みます。）

※２　次のいずれかの理由で帰宅時間が午後４時以降になること。ただし、長期休業日の利用の場合は帰宅時間を正午以降とします。

・居宅外で就労している。（居宅内の場合は児童は要相談）
・妊娠中及び出産後（産前６週（多胎の場合は８週）の属する月の初日から、産後８週の翌日の属する月の末日まで以内）
・学校または職業訓練校に在学している。
・病気、負傷、心身に障がいがある。
・同居の親族を介護又は看護している。
・求職中や、その他事情がある場合はお問い合わせください。
　※求職中でも申請はしていただけますが、優先順位が下がることと、原則、就労開始日から児童クラブも利用開始になることをご了承ください。

※上記に該当しても、クラブの管理運営上または生活指導上支障があり、または身体虚弱等のため、クラブでの預かりができないと教育委員会が判断した場合は、利用をお断りすることがあります。

※過去の児童クラブ利用料に滞納がある場合は利用できません。
また、**利用料の支払いが３ヶ月滞った場合は退室していただきます。**

２．開所場所と定員

クラブ名	場所	定員	対象児童
西児童クラブ	白扇酒造前	４０名	西小学校
西小学校児童クラブ	西小学校内	３０名	西小学校
東児童クラブ	未定	４０名	東小学校
北小学校児童クラブ	北小学校内	３０名	北小学校

土曜日や長期休業期間の児童クラブは場所が変更になる場合があります。ご了承ください。
東児童クラブは、平成31年度移転予定です。場所が決まり次第お知らせします。
長期休業期間は、定員を超えて受け入れる場合があります。

３．利用プラン及び利用料金

通年利用（長期休業日を含む）		月曜日～金曜日	４，０００円（月額）
		月曜日～土曜日	６，０００円（月額）
長期休業日のみ利用（始業式や終業式等の式日は利用できません。）	春休み（４月）	月曜日～金曜日	１，６００円（定額）
	夏休み	月曜日～金曜日	１０，０００円（定額）
	冬休み	月曜日～金曜日	１，６００円（定額）
	春休み（３月）	月曜日～金曜日	１，６００円（定額）

（１）長期休業日のみ利用の場合、土曜日は利用できません。
（２）月の途中で入退所の場合も規定の利用料がかかります。（日割りはしません。）
（３）要保護及び準要保護世帯又は同時に２人以上児童クラブを利用している場合、利用料の減免対象となります。減免を受ける場合、申請が必要です。（別途ご案内します。）
※２人以上児童クラブを利用している場合の減免には所得制限があります。

４．開所する時間、休業日

（１）授業日　放課後～午後６時まで　（２）休業日　午前８時～午後６時まで
（３）日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は、クラブを実施しません。
（４）その他、都合によりクラブを開所しない場合があります。

５．入所の申込みについて

（１）書類の受け取り
平成３１年度中の入所を希望される方は、次の場所で必要書類を受け取ってください。
＜各児童クラブ・川辺町教育委員会＞川辺町のHPからもダウンロードできます。

（２）申込み方法
・受付場所　　川辺町教育委員会
・受付時間　　８：３０～１７：００まで（土日も可）
・受付期限　　**１２月２７日（木）＜厳守＞**

この期限を過ぎた場合は、当初の選定に入れませんので、ご注意ください。

・提出書類
①入所申請書（児童１人につき１枚）
現在クラブを利用している児童についても、改めて申請が必要です。自動更新はしません。
②留意事項確認書兼同意書
③入所要件確認書類（保護者等１人につき１枚）
・就労要件→**就労証明書**　　・就労要件以外→**お問い合わせください。**
保護者等すべての方の証明が必要です。同一世帯又は同一住所の祖父母も必要です。
※お渡しする書類には、就労証明書が２枚しか付いておりませんので、父母以外の保護者等がいる場合は、必要な枚数を申し出てください。
④児童に障がいがある場合は、療育手帳等の写し

６．ご注意

（１）事業運営のため、必ず午後６時までにお迎えをお願いします。
何度も遅れると退所していただきますのでご注意ください。
（２）申請書類に不備・偽りがあると認められる場合は利用できません。
（３）受付期間内に定員を超える利用申請があった場合は、保護者等の就労状況や学年等の要件にて優先順位をつけさせていただきます。定員を超えた場合は「待機」となる場合がありますので、あらかじめご承知置きください。

【問い合わせ先】川辺町教育委員会　℡０５７４－５３－２６５０（直通）